

# 主権者教育

## 1 主権者教育ってなに？ なぜ今必要なの？

●**主権者教育**とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成するもの」（総務省）などと定義され、その目的は「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、**主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること**」（文部科学省）とされています。公職選挙法等の改正により2016年に18歳選挙権がスタートしたことでクローズアップされるようになりました。

●**18歳選挙権**に関しては、とりわけ高校では、文部科学省・総務省が作成して全国の高校生等に配布した副教材『私たちが拓く日本の未来』を使用した授業（例：マニフェストの読み解き方を学ぶ）や選挙管理委員会等を招いて模擬選挙をするなど、さまざまな取り組みが報告されています。

●主権者教育は学校教育のみではなく、**家庭・地域など多様な主体も関わる**ことが求められ、私が所属する弁護士会でも、法律の専門家として主権者教育に関わる機会が増えました。例えば、『救急車の有料化、あなたは思う？賛成？反対？他に方法はないのかな？』という教材は、選挙管理委員会と弁護士会のコラボ企画としての模擬選挙を実施するために開発しました。また、弁護士会独自の中高校生向け企画として、死刑廃止をテーマに模擬国会を行うなど、さまざまな教育実践があります。

## 2 成年年齢の引き下げと どんな関わりがあるの？

●明治時代以来、146年ぶりの民法の大改正により、成年年齢が引き下げられました。2007年に成立した国民投票法で憲法改正をする場合の投票年齢が18歳以上となり、2016年には公職選挙法が適用されるすべての選挙で選挙権が18歳以上に拡大されたことが背景にあります。

**18歳成年**での大きな変化は**〈保護者の同意がなくても一人で有効に契約などができる〉**ことと**〈親権に服さなくてよくなる〉**の2つです。未成年者取消権という“武器”が使えなくなるので、**悪徳商法**など消費者被害に遭う若者が急増することが懸念されており、お金にまつわるトラブルに対処するために、**私法（契約に関する法律）**を学習する必要性が急速に高まっています。関連して少年法が改正され、18歳・19歳の青少年が「特定少年」と位置づけられ厳罰化の方向に大きく舵が切られたことも注目です。

このように、18歳成年が始まると、生徒にとっては責任を伴う法律行為の主体として実社会に関わる場面が一気に広がります。そのため、**社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育む主権者教育の充実**は、**生徒が社会を生き抜くために喫緊の課題**なのです。

18歳（成年）になったらできること	20歳になったらできること
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の同意がなくても契約できる …携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りる</li> <li>●10年有効のパスポートを取得する</li> <li>●公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る</li> <li>●男女とも18歳から結婚できる</li> <li>●性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる</li> </ul>	<p>（これまでと変わらないこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●飲酒をする</li> <li>●喫煙をする</li> <li>●競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う</li> <li>●養子を迎える</li> </ul>

図 成年年齢の引き下げによるおもな変化

福岡エクレール法律事務所  
弁護士 春田 久美子 先生

日本弁護士連合会・市民のための法教育委員会委員。  
弁護士の学校派遣制度を含む授業支援チームのメンバー。「第67回読売教育賞 社会科教育部門」において、主権者教育の論文が優秀賞を受賞等。



おすすめサイト

- ・法務省 法教育  
(<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>)
- ・総務省 主権者教育の取組状況等  
([https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/shukenshakyoiu/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/shukenshakyoiu/index.html))
- ・全国教室ディベート連盟 過去の論題  
(<https://nade.jp/koshien/rondai-history/>)

### 3 主権者教育のための授業とは？ 春田先生の実践例を教えてください！

●主権者教育を考える際には、広義と狭義の2つの意味合いがあることを意識すると分かりやすいでしょう。狭義の主権者教育は、実際の投票場面を念頭に、投票のやり方やマニフェストの読み解き方等を学ぶもの、候補者の中からいかに一人にしばるかをテーマとするものであり、広義は、**投票行動という判断を行うにあたって必要な思考力や判断力を育むもの**という分類です。私は広義の主権者教育が重要だと考えます。自分はいかなる理由・根拠でその人を選ぶのか、**自らの頭で判断し決定するという、投票（行動）以前の大前提となる力を育むことにこだわっています**。そのためには**高校生になってからでは遅く、小中学生のうちからの繰り返し地道な訓練が必要だと実感しています**。文部科学省の報告でも「小・中学校の段階から指導の充実を図ることが重要である」と指摘されています。

●学校の先生方のお悩みごととして「政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を扱う」のが難しいという声をよく聞きます。私は、**主権者教育は生々しい政治的 이슈（原発、自衛隊、米軍基地など）を必ずしも扱う必要はない**と思っています。特に中学生のうちは、あらゆる場面や課題について、難しい問題であってもあくまでも子どもたち自身の頭で考えさせ（**思考力**）、根拠をもって一定の結論を導き（**判断力**）、考えた自分の判断や思考過程を他者に伝わるように表現する（**表現力**）ための訓練が大切です。そのテーマは、生徒たちにとって身近な生活のなかの課題、クラスや学年とし

て解決したいこと、部活動・学校運営に関すること、さらには地域や日本全体の問題、諸外国も交えて解決すべき問題など、発達段階に応じて日常生活のなかで見つけることができます。

●小学生から高校生まで、学年を問わず議論できる授業例として、『**野良ネコの餌やり、どうしよう?!**』はいかがでしょう。これは、実際に起こった裁判例をヒントにした授業で、野良ネコに餌やりをしている住民が、自分の住むマンションの管理組合から訴えられたというケースを素材に、人間と動物の共生をテーマとして問題の背景から探り、代替策を具体的に考えるというものです。まず、教室を法廷のように見立て、餌やり賛成の立場と反対の立場、さらに中立・公正な立場で判断する3つのグループのメンバー数名ずつに前に登場してもらい、原告・被告、裁判官のような型に配置します。双方の立場からその理由や根拠をできるだけ多く発表してもらいます。賛成か反対かではなく、**正解が一つに定まらない課題に対して、議論を通して合意形成に至る過程**を学ぶことが大切です。議論の方法を学ぶには『**社会科 中学生の公民**』 p.57~58が参考になるでしょう。多様な価値観を認めながらも、どこかの時点では一定の結論を出さないと前に進めない。その際、**多数決では救われない少数派の立場も配慮し、誰一人取り残さずによりよい生活環境を実現するための解決策を考え続けるのが主権者教育**です。為政者を監視しつつ、おかしいと思ったら小さなことでも声をあげる、そういう主権者としての眼差しをもった生徒たちを育むための授業実践を共に積み重ねていきましょう。

\*授業展開も含めた本記事の全文は帝国書院ウェブサイトをご覧ください。